平成14年6月14日判決言渡 平成14年(ハ)第3641号 立替金請求事件

- 原告に対し、金60万1991円及びうち金59万6165円に対 する平成13年10月11日から支払済みまで年14.4パーセントの割合(年3 65日の日割計算)による金員を支払え。

  - 訴訟費用は、被告の負担とする。 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

主文と同旨

事案の概要

本件は、クレジットカード利用契約に基づき、原告が被告に対し立替金の請求をしたが、被告は、契約締結の事実を否認する一方、海外で利用した代金の円換算方法(特に換算日)について、原告から明確な説明がなかったとして、代金の支 払を拒んでいる事案である。

1 原告の主張

- (1) 原告は、平成9年6月17日、被告との間で、被告がカードを利用して原告の加盟店から購入した商品の代金を立替払いし、被告は原告に対しこの立替金を 2回払い以下で支払う内容の契約をした(以下「本件クレジットカード利用契約」 という)
- (2) 原告は、(1)の契約に基づき、別紙表1記載(別紙省略)の代金合計59万
- 6165円を立替払いした。 (3)よって、原告は、被告に対し、契約に基づき(ただし、遅延損害金は年1 4. 4パーセントの割合で),立替金残金59万6165円及び確定損害金582 6円並びに立替金残金に対する最終支払期日の翌日である平成13年10月11日 から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める。
  - 2 争点
    - (1) 本件クレジットカード利用契約の成否
    - (2) 海外利用分について円換算日は明示されていたか

争点に対する判断 第3

争点(1)について

証拠(甲第2号証)によれば、平成9年5月26日付入会申込書の申込人氏 名欄に被告の氏名が手書で記載され、捺印欄に「A」の印影があることが認められ る。この押印は、被告が本件訴訟のために提出した答弁書に押捺された印章の印影 と一致しており、前記入会申込書は被告がその意思に基づき作成したものと推認す

ることができる。 ところで、被告は、入会申込書の宛先欄には、原告以外にも2社の名称が不動文字で印刷されていることから、原告に対する申し込みであるという認識はな く、原告との間の契約は成立していないと主張するが、同申込書の標題部の下部に は「私…は、裏面記載のBカード会員規約、およびCカード会員規約を承認のうえ 申し込みますので、…」という記載があり、被告が署名押印した入会申込書の書面 は、原告に対する申し込みの文書であることは明白である。因みに、被告自身も、 「被告は、平成13年10月末をもってD会員を退会しているから…」と述べてお り(平成14年5月31日付準備書面5項)、原告の会員であったことを自認して いる。

したがって、平成9年6月17日に、原告と被告との間に本件クレジットカ ード契約が成立した事実を認めることができる。

争点(2)について

甲2号証の裏面,会員規約7条2項によれば,海外で利用された場合の円換 算の方法並びに海外利用に伴う諸事務費用として交換レートの1.63パーセント が加算される旨記載されている。

被告は,入会申込者が,入会前において会員規約を読み規約を理解したうえ 申し込むことなどは皆無に等しいとして、上記約款の効力を否定するかのようであ る。しかし、本件クレジットカード契約は、海外においてもカード利用ができるこ とに特徴があり(甲第6号証),会員は、少なくとも海外旅行の際には、当然、旅 行中の交換レート等について関心を持ち、これを理解したうえでカードを利用する と考えるのが経験則に合致する。そして、上記規約によると、円換算の時期として、「ECard InternationalまたはF Internationalで売上データが処理された日の各Internationalが適用した交換レート」と記載され、交換レートの時期についてその明示に欠けるところはな い。また、被告からの円

換算方法についての照会に対して、原告は、基本となる売上データの処理日を具体的に明示した回答書を送付するなど(甲第4号証)、業者としての説明義務を果たしており、かえって、利用した後に、円換算の時期や方法について知らなかったとの被告の弁解は、信義則に反し、許されないものというべきである。 3 以上の検討によれば、原告の本件請求は理由がある。

東京簡易裁判所民事第1室

裁判官 廣瀬信義